

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【公表番号】特表2009-526784(P2009-526784A)
 【公表日】平成21年7月23日(2009.7.23)
 【年通号数】公開・登録公報2009-029
 【出願番号】特願2008-554549(P2008-554549)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 35/12 (2006.01)
 A 6 1 K 35/28 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 7/00 (2006.01)
 A 6 1 P 37/00 (2006.01)
 C 1 2 N 5/07 (2010.01)

【 F I 】

A 6 1 K 35/12
 A 6 1 K 35/28
 A 6 1 P 43/00 1 0 7
 A 6 1 P 7/00
 A 6 1 P 37/00
 C 1 2 N 5/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月15日(2010.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者における造血幹細胞移植片の生着の増強用医薬の製造における、骨髓前駆体(MP)細胞移植片の使用。

【請求項2】

前記造血幹細胞移植片がサブオプティマル移植片である請求項1に記載の使用。

【請求項3】

上記サブオプティマル移植片が約 5.0×10^6 未満のCD34+造血幹細胞(HSC)/患者体重1 kg、好ましくは約 1.0×10^6 未満のCD34+HSC/患者体重1 kgを含む請求項2に記載の使用。

【請求項4】

前記サブオプティマル移植片が末梢血または骨髓から得られる請求項2または3に記載の使用。

【請求項5】

前記サブオプティマル移植片が臍帯血(UBC)から得られる請求項2または3に記載の使用。

【請求項6】

前記サブオプティマル移植片が約 4×10^7 未満の有核細胞/患者体重1 kg、そして好ましくは約 4.0×10^5 未満のCD34+細胞/患者体重1 kgを含む請求項5に記載の使用。

【請求項7】

前記サブオブティマル移植片が2未満の臍帯血単位由来の、そして好ましくは単一臍帯血単位由来のHSCを含む請求項5に記載の使用。

【請求項8】

前記MP細胞移植片および前記HSC移植片が前記患者に関して同種異系である請求項1～7のいずれか1項に記載の使用。

【請求項9】

前記同種異系移植片が前記患者に関してMHCで少なくとも部分的不適化、完全不適化、1つまたは複数のMHC抗原で不適化、または完全適性化される請求項8に記載の使用。

【請求項10】

前記骨髓前駆細胞移植片が増殖骨髓前駆細胞を含み、そして好ましくは前記増殖骨髓前駆細胞が同種異系骨髓前駆細胞の混合物である請求項1～9のいずれか1項に記載の使用。

【請求項11】

前記同種異系骨髓前駆細胞が造血幹細胞移植片に関してMHCで少なくとも部分的不適化される請求項10に記載の使用。

【請求項12】

請求項1～9のいずれか1項に記載される造血幹細胞移植片の患者における生着の増強に使用するための、請求項1または8～11のいずれか1項に記載の骨髓前駆体(MP)細胞移植片。

【請求項13】

患者における造血幹細胞移植片の生着の増強における同時、分割または逐次使用のための併合調製物としての、請求項1または8～11のいずれか1項に記載の骨髓前駆体(MP)細胞移植片、及び請求項1～9のいずれか1項に記載される造血幹細胞移植片を含む物。

【請求項14】

前記骨髓前駆細胞移植片が前記造血幹細胞移植片と同時に投与される請求項13に記載の物。

【請求項15】

前記骨髓前駆細胞移植片が前記造血幹細胞移植から12時間以内に投与される請求項13に記載の物。

【請求項16】

請求項1または8～11のいずれか1項に記載の骨髓前駆体細胞移植片、及び請求項1～9のいずれか1項に記載される造血幹細胞移植片を含む組成物であって、前記骨髓前駆体細胞、及び/又は造血幹細胞は、場合により併合前に増殖される、前記組成物。